

半期報告書の訂正報告書

株式会社三菱東京UFJ銀行

半期報告書の訂正報告書

本書は半期報告書の訂正報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年6月23日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

株式会社三菱東京UFJ銀行

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月23日

【中間会計期間】 第3期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱東京UFJ銀行

【英訳名】 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 永 易 克 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 今 岡 直 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 今 岡 直 樹

【縦覧に供する場所】 本店のほかに該当ありません

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年12月27日に提出いたしました第3期中(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(参考)

連結自己資本比率(国際統一基準)

単体自己資本比率(国際統一基準)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(訂正前)

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.17	12.15	<u>12.52</u>	12.48	<u>12.83</u>

(注) (省略)

- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 8 当行は、平成18年1月1日に株式会社U F J銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京U F J銀行に変更しました。このため、平成17年度中間連結会計期間までは株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、平成17年度については、平成17年12月31日までが株式会社東京三菱銀行、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京U F J銀行からなる計数を記載しております。

(訂正後)

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.17	12.15	<u>12.39</u>	12.48	<u>12.77</u>

(注) (省略)

- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 8 当行は、平成18年1月1日に株式会社U F J銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京U F J銀行に変更しました。このため、平成17年度中間連結会計期間までは株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、平成17年度については、平成17年12月31日までが株式会社東京三菱銀行、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京U F J銀行からなる計数を記載しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(訂正前)

回次 決算年月		第10期中 平成17年9月	第2期中 平成18年9月	第3期中 平成19年9月	第1期 平成18年3月	第2期 平成19年3月
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.47	12.91	13.01	13.28	13.21

(注) (省略)

- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 単体自己資本比率は、第2期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。
なお、第2期中以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 当行は、平成18年1月1日に株式会社U F J銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京U F J銀行に変更しました。このため第10期中までは株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、第1期については、平成17年12月31日までが株式会社東京三菱銀行(第10期)、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京U F J銀行からなる計数を記載しております。

(訂正後)

回次 決算年月		第10期中 平成17年9月	第2期中 平成18年9月	第3期中 平成19年9月	第1期 平成18年3月	第2期 平成19年3月
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.47	12.91	12.87	13.28	13.15

(注) (省略)

- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 単体自己資本比率は、第2期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。
なお、第2期中以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 当行は、平成18年1月1日に株式会社U F J銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京U F J銀行に変更しました。このため第10期中までは株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、第1期については、平成17年12月31日までが株式会社東京三菱銀行(第10期)、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京U F J銀行からなる計数を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(訂正前)

(省略)

国際統一基準による連結自己資本比率は12.52%となりました。

(訂正後)

(省略)

国際統一基準による連結自己資本比率は12.39%となりました。

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(訂正前)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	適格引当金が期待損失額を上回る額		158,831
	計	5,212,793	4,935,224
	うち自己資本への算入額 (B)	5,212,793	4,935,224
控除項目	控除項目(注5) (D)	148,097	321,528
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,879,631	11,415,662
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	82,621,447	71,014,683
	信用リスク・アセットの額 (F)	97,322,761	86,000,042
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	97,760,103	91,169,041
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100(%)		12.15	12.52
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100(%)			7.46

(注) 1 平成18年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は583,432百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,725,974百万円であります。

また、平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は182,374百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,040,589百万円であります。

- 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - 利払い義務の延期が認められるものであること
- 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
- 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(訂正後)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	適格引当金が期待損失額を上回る額		157,451
	計	5,212,793	4,933,844
	うち自己資本への算入額 (B)	5,212,793	4,933,844
控除項目	控除項目(注5) (D)	148,097	323,155
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,879,631	11,412,656
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	82,621,447	71,888,729
	信用リスク・アセットの額 (F)	97,322,761	86,874,087
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	97,760,103	92,043,087
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100(%)		12.15	12.39
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100(%)			7.38

(注) 1 平成18年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は583,432百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,725,974百万円であります。

また、平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は182,374百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,040,589百万円であります。

- 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - 利払い義務の延期が認められるものであること
- 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

(訂正前)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	適格引当金が期待損失額を上回る額		50,248
	計	4,842,675	4,468,202
	うち自己資本への算入額 (B)	4,842,675	4,468,202
控除項目	控除項目(注5) (D)	138,757	295,957
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,086,750	10,533,281
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	75,057,452	62,987,496
	信用リスク・アセットの額 (F)	85,458,739	76,069,562
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	85,860,621	80,915,308
単体自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100 (%)		12.91	13.01
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)			7.86

(注) 1 平成18年9月30日の繰延税金資産に相当する額は598,212百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,553,132百万円であります。

また、平成19年9月30日の繰延税金資産に相当する額は203,473百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,908,311百万円であります。

- 2 告示第17条第2項(旧告示第14条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第4号(旧告示第15条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第5号及び第6号(旧告示第15条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第5号(旧告示第17条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(訂正後)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	適格引当金が期待損失額を上回る額		48,868
	計	4,842,675	4,466,822
	うち自己資本への算入額 (B)	4,842,675	4,466,822
控除項目	控除項目(注5) (D)	138,757	297,583
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,086,750	10,530,275
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	75,057,452	63,861,542
	信用リスク・アセットの額 (F)	85,458,739	76,943,608
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	85,860,621	81,789,354
単体自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100 (%)		12.91	12.87
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)			7.77

(注) 1 平成18年9月30日の繰延税金資産に相当する額は598,212百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,553,132百万円であります。

また、平成19年9月30日の繰延税金資産に相当する額は203,473百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,908,311百万円であります。

2 告示第17条第2項(旧告示第14条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3 告示第18条第1項第4号(旧告示第15条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4 告示第18条第1項第5号及び第6号(旧告示第15条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5 告示第20条第1項第1号から第5号(旧告示第17条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。